

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)

最終改正 平成二十六年三月十九日

政 令 第 六 十 八 号

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第七条の表第三号において「アルドリン」という。)
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一一・四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン(別名デイルドリン。第七条の表第四号において「デイルドリン」という。)
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一・四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 七 一・一・一一トリクロロ一二・二ービス(四・クロロフェニル)エタン(別名DDT。第七条の表第三号において「DDT」という。)
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一一四・七メタノ一一H・イン

デン、一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ一一三a・四・七・七aヘトラヒドロ一一四・七メタノ一一H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)。第七条の表第五号において「クロルデン類」という。)

九 ビス(トリブチルスズ)IIオキシド

十 N・N'ジトリル一バラーフェニレンジアミン、N一トリル一N'キシリル一バラーフェニレンジアミン又はN・N'ジキシリル一バラーフェニレンジアミン

十一 二・四・六一トリーターシヤリーブチルフェノール

十二 ポリクロロ一一二・二ジメチル一一三メチリデンビシクロ

二・二・一ヘプタン(別名トキサフエン)

十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」_{二・六}・_{三・九}・_{四・八}」デ

カン(別名マイレックス。第七条の表第九号において「マイレックス」という。)

十四 二・二・二一トリクロロ一一一一ビス(四・クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)

十五 ヘキサクロロブタ一一・三・ジエン

十六 二一(二H一一・二・三ベンゾトリアゾール一一イル)一四・六・ジ・ターシヤリーブチルフェノール

十七 ペルフルオロ(オクタン一一スルホン酸)(別名PFOs)。以下「PFOs」という。)又はその塩

十八 ペルフルオロ(オクタン一一スルホニル)IIフルオリド(別名PFOsF)

十九 ベンタクロロベンゼン

二十 r一一・c一二・t一三・c一四・t一五・t一六ヘキサ

クロロシクロヘキサン(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン)

二十一 r一一・t一二・c一三・t一四・c一五・t一六ヘキサ

クロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)

二十二 r一一・t一二・c一三・t一四・c一五・t一六ヘキサ

クロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)

二十二 r——c——t——三·c——四·c——五·t——六——ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ——ヘキサクロロシクロヘキサン）
 二十三 デカクロロベンタシクロ「五·三·○·○·○·○」^{二·六}_{三·九}^{四·八} デ
 カン——五——オン（別名クロルデコン）
 二十四 ヘキサブロモビフェニル
 二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）
 二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）
 二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
 二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
 二十九 六·七·八·九·十·十一ヘキサクロロ——五·五a·
 六·九·九a——ヘキサヒドロ——六·九——メタノ——二·四·三——ベ
 ンゾジオキサチエピン^三——オキシド（別名エンドスルファン又
 はベンゾエピン）
 三十 ヘキサブロモシクロドデカン
 （第二種特定化学物質）
 第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。
 一 トリクロロエチレン
 二 テトラクロロエチレン
 三 四塩化炭素
 四 トリフェニルスズ \equiv N·N——ジメチルジチオカルバマート
 五 トリフェニルスズ \equiv フルオリド
 六 トリフェニルスズ \equiv アセタート

七 トリフェニルスズ \equiv クロリド
 八 トリフェニルスズ \equiv ヒドロキシド
 九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）
 十 トリフェニルスズ \equiv クロロアセタート
 十一 トリブチルスズ \equiv メタクリラート
 十二 ビス（トリブチルスズ） \equiv フマラート
 十三 トリブチルスズ \equiv フルオリド
 十四 ビス（トリブチルスズ） \equiv ジブロモスクシナート
 十五 トリブチルスズ \equiv アセタート
 十六 トリブチルスズ \equiv ラウラート
 十七 ビス（トリブチルスズ） \equiv フタラート
 十八 アルキル \equiv アクリラート・メチル \equiv メタクリラート・トリブチルスズ \equiv メタクリラート共重合物（アルキル \equiv アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
 十九 トリブチルスズ \equiv スルフアマート
 二十 ビス（トリブチルスズ） \equiv マレアート
 二十一 トリブチルスズ \equiv クロリド
 二十二 トリブチルスズ \equiv シクロベンタタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ \equiv ナフテナート）
 二十三 トリブチルスズ \equiv 一·二·三·四·四a·四b·五·六·十·十a——デカヒドロ——七——イソプロピル——四a——ジメチル一一フエナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）
 合物（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）
 第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止する

ために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

（優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化 学物質	製 品
一 ポリ塩化 ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙
二 ポリ塩化 ナフタレン	四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
三 アルドリ ン及びDD T リ ン デ ィ ル ド	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
五 クロルデ ン類	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤に限る。 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 三 羊毛（脂付き羊毛を除く。）
五 防腐合板及び防虫合板	一 木材用の接着剤 二 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）

六 ビス(ト リブチルス ズ) オキ シド	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着 防止用のものに限る。) 及び印刷用インキ
七 ジトリル パラーフェ ニレンジア ミン、N トリル キシリル パラーフ エニレンジ アミン又は キシリル パラーフエ ニレンジア ミン	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム
八 二・四・ 六一トリー ターシヤリ 一ブチルフ エノール	一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又 は燃料油用のものに限る。)
九 クス マイベツ ・三一ベン ゾトリアゾ	木材用の防虫剤
十 二 H 一一 二 一 塗料 接着剤	化粧板 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及 び閉そく用又はシーリング用の充てん料 塗料及び印刷用インキ

十一 PFO S又はその 他の 塩	一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 半導体(無線機器が三メガヘルツ以上の周波 数の電波を送受信することを可能とする化合物 半導体を除く。)の製造に使用するエッチング 剤
十二 エニルエ プロモジフ テトラ	五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消防器、消防器用消火薬剤及び泡消防薬剤 九 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられ るものに限る。)

テル エニルエー テル	一 塗料 二 接着剤
十四 ヘキサ ブロモシク ロドデカン	一 防炎性能を与えるための処理をした生地 二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 発泡ポリスチレンビーズ 四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
(第一種特定化学物質を使用することができる用途)	
第八条 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。	
第一種特定化 用 途	
PFOs又は その塩	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造 二 半導体用のレジストの製造 三 業務用写真フィルムの製造
(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)	
第九条 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	
第一種特定化 品	
学物質 PFOs又は その塩	

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)とする。

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)

第十一條 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化 品	第一種特定化 品
学物質 PFOs又は その塩	一 トリクロロエチレン 二 塗料(水系塗料を除く。) 三 金属加工油 四 洗浄剤
第一種特定化 品	一 加硫剤 二 接着剤(動植物系のものを除く。) 三 塗料(水系塗料を除く。) 四 洗浄剤
第二種特定化 品	一 テトラクロロエチレン 二 テトラクロロエチレン 三 テトラクロロエチレン 四 テトラクロロエチレン 五 繊維製品用仕上加工剤

（手数料）	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用す	二 ハニカルスズ化合物	三 ハニカルスズ化合物	四 ハニカルスズ化合物	五 ハニカルスズ化合物
第一種特定化 品	一 品	二 品	三 品	四 品	五 品
学物質 PFOs又は その塩					

第十二条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならぬ者	金額	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百円	二十一万三千七百円
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者	十二万五千七百円	十一万七千二百円
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百円 三万九千九百円	
(審議会等で政令で定めるもの)		
第十三条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会	び泡消火薬剤
経済産業大臣	化学物質審議会	とする。
環境大臣	中央環境審議会	

附 則
(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。
(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規

定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。

（技術上の基準に従わなければならぬ第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置）

3 第九条の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フィルム 四 消火器、消火器用消火薬剤及

び泡消火薬剤」とする。

附 則 (平成一五年九月一九日政令第四百十九号)

(施行期日)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（確認に関する経過措置の対象となる者）

2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

附 則 (平成十九年十月三十一日政令第三百二十二号)

この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十月三十日政令第二百五十六号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日

附 則（平成二十一年十月三十日政令第二百五十七号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十九日政令第六十八号）

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

